

入院生活費助成金支給事業の 終了のお知らせ

入院生活費助成金支給事業につきまして、平成14年度より実施してまいりましたが、社会情勢や事業環境の変化等を踏まえ、令和8年3月31日の診療分をもって事業を終了することといたしました。

申請は、入院日から1年以内です。医療機関へ支払い後は、お早めに申請してください。

事業の終了に伴う今後の取扱いは、下記のとおりとなります。

受付期限 令和9年3月31日まで

対象期間 令和8年3月31日まで

☎ 福祉課 障がい福祉担当 内線267

寄附をいただきました

株式会社加藤測量設計様（本社：埼玉県草加市青柳八丁目28番10号）から、企業版ふるさと納税をいただきました。寄附金は、「中心市街地等賑わい創出事業」に活用させていただきます。

株式会社加藤設計コンサル様（本社：埼玉県越谷市大成町六丁目345番地1）から、企業版ふるさと納税をいただきました。寄附金は、「中心市街地等賑わい創出事業」に活用させていただきます。

☎ 総合政策課 財政担当 内線272

明日の農業担い手育成杉戸塾の 塾生を募集します

町内で新たに農業経営を目指す新規参入希望者が確実に就農できるように、「明日の農業担い手育成杉戸塾」を開設しています。

研修期間 原則2年間 **募集時期** 随時受付

内容 指導員による実地研修や模擬経営の実施

募集要件 (次の要件をすべて満たすことが必要です)

- ①町内の農地を活用し、新たに農業経営を始めることに意欲があること
 - ②入塾時に杉戸町民であり、町内において農業を主な生活の基盤とし、年間150日以上従事できること
 - ③農業大学校（農学部含む）を卒業または農業実務経験者（専業農家で1年程度の研修を含む）であること
 - ④認定申請時の年齢が、満18歳以上60歳未満
- ※詳細は、町ホームページまたは農業委員会事務局にお問合せください。

☎ 提出・☎ 農業委員会事務局 内線324



令和8年4月から こども誰でも通園制度が始まります

こども誰でも通園制度とは

こども誰でも通園制度は、0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもを対象に、月10時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件等を問わず、1時間単位で保育所等に通園できる新たな制度です。

現在、制度の開始に向けて準備を進めております。今後、広報紙等で新たな情報を発信していきます。

制度について詳しくはこちら

こども誰でも通園制度について
(こども家庭庁ホームページ)



☎ 子育て支援課 幼稚園・保育園担当 内線270・277



ふるさと元気村事前講習会

講習会を一度受講することで、以降「ふるさと元気村（すぎとピア内トレーニング室）」をご利用いただけます。

日時 3月19日(木)、4月16日(木)
10時～11時30分

場所 ふるさと元気村（すぎとピア内）

対象 町内在住の60歳以上の方
※要支援、要介護認定を受けている方を除く

定員 各月10名(申込順) **費用** 無料

申込 電話またはすぎとピア窓口で申込

☎ すぎとピア ☎ (33) 8192

暴力団に負けない町をつくろう！

暴力団の資金獲得につながる特殊詐欺などの組織犯罪は、巧妙に姿形を変え、私たちの平穏な日々を脅かそうとしています。安心・安全な生活を守るためには、一人ひとりが「暴力を許さない」という意識をもつことが必要です。

「暴力団を恐れない」・「暴力団に資金を提供しない」・「暴力団を利用しない」を基本理念に、暴力団の存在しない、明るく住みよい町をつくりましょう。

杉戸町・宮代町暴力排除推進協議会については、町ホームページからご確認ください。

☎ 杉戸町・宮代町暴力排除推進協議会事務局
(危機管理課内) 内線284



町からの情報はコチラ

すぎとひろば

杉戸町役場 ☎ 0480 (33) 1111

町ホームページ <http://www.town.sugito.lg.jp/> ▲



国民健康保険の手続きについて

職場の健康保険や後期高齢者医療保険制度に加入している方および生活保護を受けている方以外のすべての方は国民健康保険に加入することになります。職場の健康保険に加入・脱退した場合は、国民健康保険の手続きが必要になります。必ず、役場へ届出をお願いします。

国民健康保険加入世帯で、修学のため杉戸町外に転出する独自に生計を立てていない学生は、杉戸町の国民健康保険に継続して加入することになります。該当する方は、在学を証明する書類（学生証等）をお持ちになり、国民健康保険担当へ申請してください。

☎ 町民課 国民健康保険担当 内線257・457

『固定資産税土地・家屋価格等縦覧帳簿』 が見られます

令和8年1月1日現在で作成した、土地および家屋価格等縦覧帳簿を見ることができます。

日時 4月1日(水)～6月1日(月)
8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

場所 税務課 資産税担当窓口(役場第3庁舎1階)

対象者 町内に所在する固定資産(土地・家屋)に対する固定資産税の納税者

持ち物 本人を確認できるもの(運転免許証等)
※代理の場合は納税者からの委任状、法人の場合は委任状に代表者印の押印が必要です。

☎ 税務課 資産税担当 内線245・246

すぎぴょんカフェ(認知症カフェ)

認知症の方やその家族等、リラックスした空間で集まり交流しませんか。

日時 3月13日(金) ①10時～10時50分
②11時～11時50分

場所 ウエルシア杉戸倉松店 ウエルカフェ

参加費 無料

内容 参加者同士の交流、もの忘れや認知症・健康・介護に関する個別相談。認知症疾患医療センター(久喜すずのき病院)相談員による相談。

定員 各6～8名程度(申込不要。個別相談は要事前連絡。)

☎ 高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302

